

いわて中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針2019に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より岩手労働局、岩手県をはじめ、岩手県内の経済団体、労働団体、支援機関等から構成される「いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「PF」という。)を設置し、令和6年度までの5年間、集中的な支援に取り組んできたところ。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針2024 においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、PFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代(以下「中高年世代」という。)を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拡げるための支援に取り組んでいくことを踏まえ、PFについては「いわて中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」(以下「いわて協議会」という。)と名称を改め設置することとする。

2 構成員

いわて協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。

なお、必要に応じて他の関係機関等の参画を求めることができる。

3 各構成員の役割

上記2の構成員の役割は、下記のとおりとする。

(1) 行政側

① 岩手労働局(職業安定部)

- ・いわて協議会とりまとめ事務局(主担当)
- ・事業実施計画の策定とりまとめ(主担当)
- ・実施事業の進捗管理(主担当)
- ・各種支援策の周知、広報

② 岩手県(商工労働観光部)

- ・いわて協議会とりまとめ事務局(副担当)
- ・事業実施計画の策定とりまとめ(副担当)
- ・実施事業の進捗管理(副担当)
- ・各種支援策の周知、広報

③ 岩手県(環境生活部)

- ・市町村プラットフォーム(以下「市町村PF」という。)との連絡調整

- ・就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者の実態やニーズの把握
- ・各種支援策の周知、広報
- ④ 岩手県(保健福祉部)
 - ・市町村PFとの連絡調整
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握
 - ・市町村PFの好事例の把握と周知
 - ・各種支援策の周知広報
- ⑤ 市町村(岩手県市長会、岩手県町村会)
 - ・いわて協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
- ⑥ 支援機関(ハローワーク、機構、県の就労支援施設等)
 - ・専門窓口・専門チームによる就職支援
 - ・企業説明会・面接会の開催
 - ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
 - ・中高年世代を対象に含む職業訓練の充実
 - ・各種支援策の周知広報
- (2)経済団体、労働団体等
 - ・企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
 - ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
 - ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
 - ・いわて協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知広報

4 いわて協議会における取組事項

いわて協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1)気運醸成及び各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2)支援対象者の把握

対象となる次の3類型の者に係る実態や支援ニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」の推計を参考にすることとする。

①不安定な就労状態にある方

・正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

・統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

・ひきこもり状態にある方、生活困窮に陥っている方、社会参加を希望する長期にわたり無業の状態にある方など就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。

(3) 目標の設定及び事業実施計画の策定

①適切なものを検討の上設定する。

②目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

各市町村PFの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・福祉からの受入先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町村PFの好事例の共有・周知等

5 協議会の運営

上記4に掲げる事項の協議を行うため、原則として年2回を目安に協議の場を設けることとする

るが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和2年7月30日から施行する。

令和5年8月9日一部改正

令和7年4月1日一部改正

(別紙1)

いわて中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員

区分	構 成 員 (機関・団体名)
経済団体	岩手県商工会議所連合会
	岩手県商工会連合会
	岩手県中小企業団体中央会
	一般社団法人岩手県経営者協会
労働団体	日本労働組合総連合会岩手県連合会
支援機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部
	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
	KHJ全国ひきこもり家族連合会いわて石わりの会
市 町 村	岩手県市長会
	岩手県町村会
行 政	東北経済産業局地域経済部
	岩手労働局職業安定部
	岩手県商工労働観光部
	岩手県環境生活部
	岩手県保健福祉部